

11

自動車税環境性能割

この税金は、自動車（軽自動車を除く）の取得に対してかかるものです。

納める人

- ① 自動車（軽自動車を除く）を取得した人
 - ② 割賦販売などで売主に所有権が留保されている場合の買主
- ※相続や法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により取得したときは、課税されません。



納める額

自動車の通常の取得価額に対して環境性能に応じた税率が課税されます。

自動車の通常の取得価額の0%～3%

※無償による取得や、特別の事情のある場合の取得価額は、通常の取引価額として総務省令で定める額で算定します。

自家用乗用車の例

対象・要件等		税率		
		R5.4.1～ R5.12.31	R6.1.1～ R7.3.31	
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合） ・プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準 75%低減 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準80%以上達成	1%	1%
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準75%以上達成	1%	2%
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準70%以上達成	2%	2%
	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準60%以上達成	2%	3%	
上記以外		3%	3%	
クリーンディーゼル車	平成21年排出ガス基準適合 又は 平成30年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準80%以上達成	非課税	1%
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準70%以上達成	非課税	2%
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準60%以上達成	非課税	3%
	上記以外		3%	3%

免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

身体障害者等の減免

自動車税種別割と同様に、一定の要件に該当する身体障害者などのために使用する自動車や、構造変更をした自動車の取得については、申請により自動車税環境性能割の減免措置を受けることができます。詳しくは山梨県自動車税センターにお問い合わせください。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%は県内の市町村に交付されます。

軽自動車税環境性能割について

軽自動車を取得した場合に課税される軽自動車税環境性能割（市町村税）については、当分の間、市町村に代わり県が賦課徴収を行います。